

成年後見制度 Q&A

Q1 法定後見の場合、成年後見人等にはどのような人が選ばれますか？

答え：家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所がご本人にとって最も適任と思われる方を選任します。例えば、ご親族を後見人等候補者としても選任されるとは限りません。

申立ての際に、ご本人に法律上又は生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、成年後見人等の職務や責任についての専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等に選任することがあります。

なお、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。



Q2 法定後見の申立てを取り下げることができますか？

答え：一旦、申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

例えば、申立人が後見人等候補者として推薦する方が成年後見人等に選任されそうになりという理由では、原則として申立ての取下げは認められません。

Q3 成年後見人等にはどのようなことをしますか？

答え：成年被後見人等(ご本人)の意思や利益を考えながら、本人名義の預貯金等の管理、不動産の管理等の財産管理を行います。

確定申告などの税務手続き、各種行政関係手続き、介護契約、医療契約などの本人の身上保護を目的とした事務も行います。

また、本人が同意なしに行った不利益な契約を、後から取り消すなど、本人を保護・支援します。

Q4 成年後見人等の報酬は・・・？

答え：一定期間(一般的には1年に1回)、職務を行った後に、成年後見人等から家庭裁判所に対し、「報酬付与の審判」の申立てをすることができます。

報酬の額は、成年後見人等が行った後見等事務の内容や成年被後見人等(ご本人)の財産などを考慮して家庭裁判所が決定し、成年被後見人等(ご本人)の財産から成年後見人等が受け取ることができます。

(家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。)

低所得で財産がないなど、一定の要件にあてはまる方は、伊勢原市の報酬助成制度を利用できることもあります。



(*)任意後見監督人についても、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の判断により、ご本人の財産から報酬が支払われることとなります。

Q5 成年後見人等の仕事はいつまで続きますか？

答え：成年後見人等の仕事は、成年被後見人(ご本人)が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的(例：保険金の受領や遺産分割など)を果たしたら終わりというものではありません。

Q6 成年後見人等は途中で辞められますか？

答え：成年後見人等は正当な事由(例：老齢、疾病、負担過重、遠方への転居など)により、後見事務遂行に支障がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができます。



Q7 成年後見人等を辞めさせることはできますか？

答え：成年後見人等が任務を遂行せず、成年被後見人等(ご本人)の利益を損なっているような場合(例：不正行為)、家庭裁判所は一定の者からの請求、もしくは職権で成年後見人等を解任することができます。



Q8 成年後見人等と成年被後見人等(ご本人)との利益が相反するときの対応は…？

答え：例えば、兄(被後見人等)の成年後見人等に就任している弟は、亡父の遺産分割の際に、兄を代理することはできません。このような時、後見監督人がいる場合は後見監督人が成年被後見人等(ご本人)を代理し、いない場合は家庭裁判所が選任する特別代理人が成年被後見人等(ご本人)を代理します。



Q9 成年被後見人等(ご本人)が施設に入所しているのに、成年後見人等は自宅を売却等することができますか？

答え：成年後見人等は、成年被後見人等(ご本人)の財産につき代理権の範囲で管理・処分することができます。
但し、成年被後見人等(ご本人)の居住用不動産の売却その他処分行為については、事前に家庭裁判所の許可を得る必要があります。



Q10 成年被後見人等(ご本人)が亡くなったら…？

答え：成年被後見人等(ご本人)が死亡した場合には、後見活動自体終了します。
成年後見人等は、家庭裁判所への死亡報告、「終了」の登記、後見の計算(精算)、成年被後見人等(ご本人)の相続人に管理財産の引き渡しを行います。



Q11 マスコミ報道で専門職後見人の横領(不正)事件を見て心配ですが…?

答え:家庭裁判所は、成年後見人等が職務を適正に行うよう監督しています。最も不正報告が多かった平成 26 年の不正報告件数(全国)は、831 件で、そのうち 809 件が親族後見人、22 件が専門職後見人です。

家庭裁判所では、監督機能を強化し、年々、被害件数や被害額は減少しています。《平成 31 年(令和元年)は 201 件》

また、後見制度支援信託(*)など、新たなしくみも創設・運用されています。



(*)後見制度支援信託は、成年被後見人(ご本人)が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行等に信託し、成年後見人によるご本人財産の横領を防ぐ制度です。

払い戻しや解約には、家庭裁判所の指示書が必要となり、成年後見人が勝手に払い戻しや解約をすることができなくなります。